

### 第三節 長期不況下の社会福祉

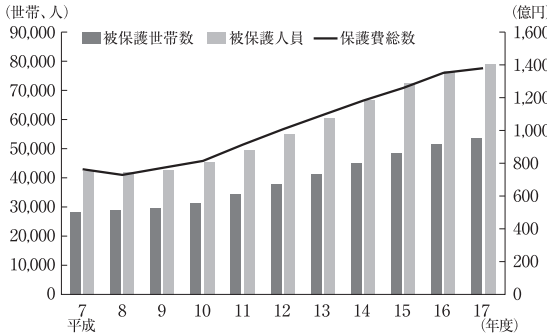
#### 一 バブル経済崩壊後の貧困問題

変容する生  
活保護制度

バブル経済の崩壊後に国や地方自治体は、各種の行政改革を進めた。その一つである省庁再編によって、平成十三（二〇〇一）年には厚生労働省が発足することになった。他方で、この時期の生活保護制度は、大幅な見直しが行われることはなく、被保護人員や生活保護の保護率も平成七年度に過去最低を記録するに至った。

生活保護の保護基準は、水準均衡方式の下で平成十二年まで少しずつ引き上げられ、十三年から十四年にかけて据え置き、十五年に初めての引き下げが実施されるという経緯をたどった。当時の生活保護の受給世帯は、高齢、母子、傷病・障害の各世帯が大部分を占め、単身世帯の増加や受給期間の長期化といった特徴も備えていた。それから平成十二年には、生活保護の七つの扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）に、介護扶助が追加されている。

平成十五年七月になって厚生労働省は生活保護制度の見直しを図るべく、生活保護制度の在り方に関する専門委員会を設置した。同委員会は、最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方の見直しに関する議論を進め、平成十六年十二月に報告書をまとめた。同報告は、生活困窮者の自立・就労を支援する観点から生活保護の内容を見直すことなどを提案していた。



(注) 被保護世帯数、被保護人員は、1カ月当たりの平均値であり、停止中を含む。

図94 被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移  
〔生活保護の概況〕より作成

厚生労働省は、この報告を基に平成十七年から自立支援プログラムを導入した。これは、実施機関（地方自治体）が管内の生活保護利用世帯の状況を把握し、世帯が抱えている問題の類型ごとに自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、必要な支援を組織的に実施し、多様な課題に対応できることを目指すものであった。同じく平成十七年から厚生労働省によって開始されたのが生活保護受給者等就労支援事業である。これは、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者（及び児童扶養手当受給者）を対象とした事業で、職業相談や就労支援を実施する内容が含まれていた。

**兵庫県の生活保護の状況**  
兵庫県の生活保護の被保護世帯数、被保護人員、保護費総額は、図94のとおり平成八年度から平成中期にかけて景気の悪化等を背景に、いずれも増加を続けている。

兵庫県内の被保護世帯の構成比は、平成七年度が傷病障害者世帯四三・三％、高齢者世帯四二・〇％、母子世帯九・一％、その他世帯五・六％となっていた。一〇年後の平成十七年度になると、高齢者世帯四二・三％、傷病世帯二七・一％、母子世帯一〇・二％、障害者世帯九・九％、その他世帯一〇・五％と、高齢者世帯の割合が最も大きくなっている。被保護人員は、平成中期の平成の大合併で県内市町が二九市一二町に再編されたこともあり、図95のとおり市部のみで九五％前後を占め、神戸市、阪神地域、姫路市、明石市に集中していた。

第六章 被災者の生活復興と災害救急医療の構築

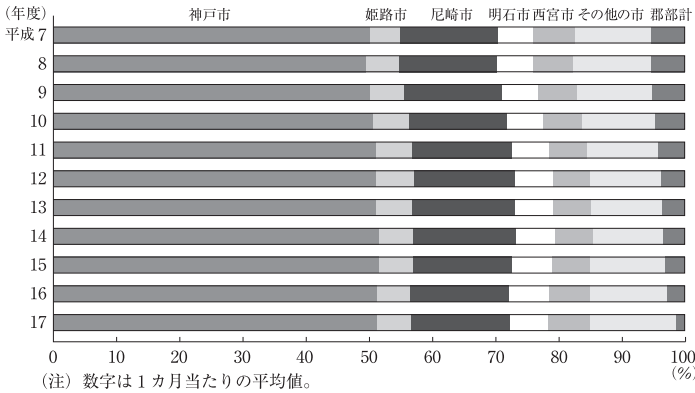


図95 被保護実人員の割合(地域別)

(『生活保護の概況』より作成)

生活保護の開始に至った理由は、平成七年度(神戸市を除いた数値)の時点で、世帯主の傷病による理由が最も多く、八一・〇%を占めている。平成十七年度(神戸市、中核市を除いた数値)になると世帯主の傷病による理由五一・八%、急迫保護で医療扶助単給一四・九%、貯金等の減少・喪失一三・一%となっている。

県内の生活保護の保護率(人口一〇〇人当たりの保護人員)は、平成七年度に〇・七八%であったが、景気の悪化を背景として十二年度に一・〇%と一%台に上昇し、十七年度に一・四一%と一%台前半で推移し続けた。

生活保護受給者を対象とした保護施設は、平成十七年時点で県内に救護施設七(公立二、私立五、定員四九〇人)、更生施設一(公立、定員五〇人)、医療保護施設一(私立、定員二七九人)が設置されていた。そのほか平成前期から中期にかけて、県は被保護世帯自立支援促進対策事業(昭和五十六(一九八一)年度開始)等を展開していた。平成十七年からは、前述した自立支援プログラムと生活保護受給者等就労支援事業が導入された。

低所得者、高齢者、障害者向けに、兵庫県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付は、図96のとおり平成八年度と十年度を除き、決定件数・金額ともに平成前期に横ばいの状態が続いていた。とこ

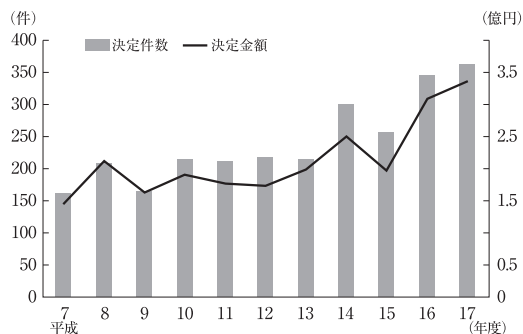


図 96 生活福祉資金の貸付状況

〔兵庫県社会福祉協議会事業概要〕より作成)

ろが、これも景気の悪化を受けて平成中期には増加に転じている。

#### 阪神・淡路大震災と生活保護

平成七年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災により生活保護受給者も被害を受けた。兵庫県内の生活保

護受給者約四万四〇〇〇人のうち三三〇人が犠牲となり、負傷者は二六一人、家屋が全半壊または全半焼した世帯は八七八〇に、それぞれ上った（平成七年六月二十六日時点）。

震災後に県は、生活保護世帯に一時扶助を迅速に支給するために知事の持つ承認権限を各福祉事務所長に一時的に移譲するなど、行政処理手続きを簡素化した（『朝日新聞』平成七年三月二十五日）。被災地の福祉事

務所は、全国からの応援職員の助力も得つつ、地震発生直後より震災関

連業務（遺体の確認・安置業務、要援護世帯の安否確認、避難所への食事の配

送業務、救援物資の受入れ・配送業務等）と生活保護関係業務を担った。生活保護業務の具体的な内容に、被保護世帯の被災状況の把握及び家屋が倒壊した世帯への居所の確保指導、滅失した平成七年一月分保護費の再支給、医療券を提出できない生活保護受給者への受診体制の整備、同年二月分保護費の定例日支給がある。

ところで生活保護受給者の大部分は、老朽化した低家賃住宅に居住していた。それらは、地震によって甚大な被害を受け、多数の生活保護受給者が避難所での生活を余儀なくされることになった。避難所での生活について当時の神戸市兵庫福祉事務所の職員は「被保護者のなかには、共同生活になじみにくい人達（病弱者、



写真144 応急仮設住宅巡回相談

高齢者、飲酒による迷惑行為のある人達）もかなりおり、周囲の人達や学校管理者に幾度も呼び出された。その度に指導を行ったが、プライバシーの問題もあり周囲に気を使いながらの面接であった」と述べている（『阪神・淡路大震災―福祉の現場から』）。

その後も福祉事務所は、生活保護関係業務として家具什器費、家屋補修費等の一時扶助費の支給開始（平成七年二月）、応急仮設住宅への早期入居指導と住宅扶助の運用（七年三月）、応急仮設住宅入居者向けの巡回相談の実施（七年四月以降）を担っている。平成八年一月時点で、応急仮設住宅に入居した被保護世帯数は、四四八八（うち神戸市が三二二二）であった。平成七年五月からは義援金の一つである要援護家庭激励金が生活保護世帯に支給されることになった（一世帯につき三〇万円）。

報道によると平成七年十一月末時点で、阪神・淡路大震災が原因で新たに生活保護の対象となった世帯数は、一一一九に達した（『神戸新聞』平成八年一月十日）。他方で、平成七年から八年にかけて県内の被保護世帯数と被保護人員は、一時的に減少している。例えば、平成七年十一月のそれらは、六年十二月に比べて一〇九六世帯、二〇一三人の減となった。これは、県外転出、施設入所、死亡、親族等との同居等による廃止が開始件数を上回っていたことが原因である。

生活保護費等の支給をめぐる、被災自治体と生活保護受給者とのあつれきが顕在化することもあった。一例を挙げると、平成七年一月二十四日付け

で県は、福祉事務所に向けて「被災地区における生活保護費の支給方針について」という題の文書を送付した。これは、家屋が全半壊または賃貸住宅等で家主が家賃を徴収しないような場合に、生活保護の住宅扶助費を原則として削除することを指示した内容になる。この文書を受けて各市町のケースワーカーが生活保護世帯を調査し、家屋の倒壊が判明した世帯には住宅扶助費を平成七年二月分から削除する措置を講じた。生活保護受給者は反発を強め、市民団体が県に抗議する事態へと発展した。県は「生活保護の性質上、必要のなくなった項目には支出できないし、家を失った多くの被災者の中で保護世帯だけに住宅扶助を支給するのもバランスを欠く。新たな住居が決まれば一時扶助などで必要な経費を支給できる制度があるので、活用したい」（『朝日新聞』平成七年二月二十一日）として、対応を変更することはなかった。

震災対応に関連して、平成六年度から十一年度まで生活福祉資金の災害特別貸付が実施された。その総額は、一〇三億二〇二五万円（五万九二六件）であった。災害特別貸付については、兵庫県社会福祉協議会が償還指導員を設置し、滞納者等に対する償還指導、償還能力の調査や不明者の所在確認等を行った。平成八年には、仮設住宅等から災害復興公営住宅等の恒久住宅へ転居する低所得世帯等のうち、転居費用の調達が難しい世帯向けに、生活福祉資金貸付事業の一環として転宅費特別貸付が実施されるようになった。平成九年度から県は、被災世帯に対する福祉総合相談事業を開始した。これは、仮設住宅での生活の長期化に伴う生活不安や復興住宅への転居後の生活状況の変化に伴う多様な福祉ニーズに対応するため、福祉事務所の職員が地域の実情に応じ、管内のコミュニティプラザやふれあいセンターなどを月一回程度訪問し、被災者本人や生活支援アドバイザーなど関係機関から寄せられる福祉に関する相談に対して問題即決型の対応を行う

表 69 福祉総合相談の内容別相談件数（平成9年度）

区 分	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	9年度計
生活困窮	138	80	78	79	375
生活資金貸付	42	21	13	45	121
在宅福祉	907	770	702	555	2,934
施設入所	13	8	8	6	35
年金・手当等	24	19	24	24	91
児童養育困難	2	0	5	0	7
精神不安定	44	43	36	74	197
健康状態悪化	71	42	46	60	219
就労困難	52	29	22	30	133
居住環境劣悪	28	31	45	29	133
住宅確保困難	408	473	443	274	1,598
その他	864	1,160	2,547	1,815	6,386
合 計	2,593	2,676	3,969	2,991	12,229

（『阪神・淡路大震災復興誌』より作成）

ものであった。生活保護をはじめとする各種福祉施策を効果的に活用し、被災者の生活再建に向けた支援を充実させることも狙っていた。平成9年度の福祉総合相談の内容別相談件数は、表69のとおりである。

#### ホームレス問題の深刻化

平成前期から中期にかけてクローズアップされたホームレス問題である。事態の深刻化とホームレスの多い都市部の地方自治体からの要求を受けて、国はホームレス対策を進めることになった。例えば、平成十一年に国は、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」を取りまとめた。この内容に基づき県も平成十二年度から庁内連絡会議や県・市連絡調整会議等を設置し、関係市によるホームレス対策の推進を支援するようになった。

その後、国によるホームレスの実態調査等を経て、平成十四年七月に議員立法でホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、ホームレス自立支援法）が成立、同年八月に施行された。同法に基づき、ホームレスの自立支援やホームレス問題の解消を目的とした国と地方自治体の責務が明確にされ、ホームレス総合相談推進事業や緊急一時宿泊事業等が実施されていくことになった。平成十四年八月に国は、ホームレス

の生活保護の要件や保護の方法等に関する通知を発した。平成十五年七月に国は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定したほか、ホームレスに対する生活保護の適用に当たり、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないとする新たな通知も発している。

ホームレス自立支援法に基づき平成十五年一月から二月にかけて国は、全ての市町村を対象に統一した調査方法による初めてのホームレスの全国調査を実施した。その際に、兵庫県内では九四七人のホームレスがいることが明らかとなった。九四七人の内訳は、神戸市三三三人、尼崎市三三三人、西宮市一三〇人、姫路市五七人、その他の市町で一四人であった。

これらの動きや状況の下で平成十五年十一月に県は、国・市・民間支援団体とともに兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会を設置した。同協議会は、後に策定される県の実施計画に基づく施策の進行管理・調整、地域の实情に応じた施策・先進的事例の情報交換・連絡調整、民間

## ホームレス支援法成立

自立対策、国や自治体の「責務」

ホームレスの自立支援法は、ホームレスの権利を保護し、自立を支援することを目的として制定している。また、国はホームレスに対する生活保護の適用に当たり、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないとする新たな通知も発している。

写真145 ホームレス自立支援法について  
報じる新聞(朝日新聞 平成14年8月1日)

支援団体との意見交換・施策との連携・協力について協議した。

平成十六年七月に県は、兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定した。同計画は、平成十六年度から二十年度を計画期間とした。計画の重点課題は、生活に関する相談・指導、保健・医療の確保、安定した居住の場所の確保、就業の機会の確保等であった。そのほかにも県内で、各福祉事務所によるケースワーカーを中心とした相談活動・必要な指導援助の実施、ホームレスへの生活保護の適用(居宅保護、施



設入所、入院、外来治療)、行政とNPOとの協働によるホームレスの住まい確保等の支援、ホームレスが利用可能な生活保護施設の整備等が進められることになった。

## 二 平成前期から中期にかけての年金制度

平成前期から中期にかけての年金制度は、国民年金(基礎年金)の上乗せ部分である厚生年金保険(以下、厚生年金)や共済年金を中心に見直しが行われることになった。

平成八年に厚生年金保険法等の一部を改正する法律が制定され、JR共済、JT共済、NTT共済は厚生年金に統合された(平成九年四月実施)。平成九年からは基礎年金番号制度が導入され、年金番号の共通化(一人一番号)がなされた。平成十二年の制度改正において、厚生年金の給付水準の5%引下げ(十二年度実施)、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(三十七(二〇二五)年度までに段階的に六十歳から六十五歳まで引上げ、二十一年度から実施)、六十五歳以降の年金額の改定方式の変更(物価スライドのみで改定、十二年度実施)、六十代後半の人々への在職老齢年金制度の導入(七十歳未満まで拡大、十四年度実施)、学生に対する国民年金の保険料納付特例制度の導入(十二年度実施)等が行われた。平成十三年には厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律が制定され、十四年に農林共済が厚生年金に統合された。

平成十六年の制度改正では、二十一年度以降に基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へ引き上げることが決められた。そのほかに国民年金の保険料月額や厚生年金の保険料率引き上げの措置、社会情勢

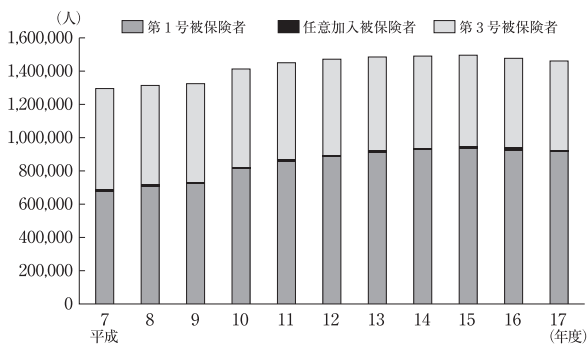


図97 国民年金被保険者数の推移  
 (『国民年金事業年報』より作成)

に合わせて年金の給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)、育児休業期間中の保険料免除措置(三歳未満)、離婚時における厚生年金の分割制度、国民年金保険料の徴収対策の強化措置(多段階免除制度や若者の納付猶予制度)等の導入がなされた。

こうした年金制度の見直しの下で、図97のとおり兵庫県内の国民年金の被保険者数(第二号被保険者数を除く)は、平成十五年度まで漸増傾向にあり、特に第一号被保険者の増加と第三号被保険者の減少が見て取れ

る(被保険者の各号の定義については、第二編第五章第三節二の「新年金制度の誕生」参照)。また、県内の厚生年金の被保険者数は、平成七年度に一三万一〇三四人、十二年度に一〇一万五六八六六人、十七年度に一〇一万九九七人と推移した。

### 三 母子・父子福祉の向上と自立・就労支援施策の導入

平成前期から中期にかけての兵庫県内の母子世帯(便宜上「母子家庭」と表記する場合もある)と父子世帯の総数は、表7のとおりである。平成十七年の国勢調査では、母子世帯数は三万を超えるまでになっている。平成十七年時点での県内の母子世帯(神戸市及び姫路市を除く)になった理由については、離婚が全体の八割を占めており、次いで病死が一割弱となっていた。

表 70 母子・父子世帯の状況

区分	兵庫県					
		神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯
平成7年	22,026	7,359	2,147	2,642	1,271	1,642
	3,873	1,098	349	492	272	246
12	27,398	8,971	2,754	3,136	1,529	2,106
	3,873	1,137	334	445	229	258
17	34,692	11,096	3,648	3,912	1,987	2,478
	4,079	1,157	376	457	244	300

(注) 母子世帯と父子世帯について、平成7年、12年は、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）。平成17年は、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）及び未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がいるものも含む）と定義づけられている。

〔「国勢調査」より作成〕

母子及び寡婦福祉法に基づく母子相談員は、法改正（後述）によって平成十五年から母子自立支援員に名称を変更し、母子世帯や寡婦に対する相談・指導を行っていた。これらの相談件数は、平成七年度一万九三三一件、十二年度一万六三三三件、十七年度一万五八〇一件と推移し、その大部分が生活一般と生活援護に

関する内容であった。母子福祉団体等の拠点としての母子福祉センターは、平成十七年時点で兵庫県母子会館、神戸市立母子福祉センター、神戸市兵庫区母子福祉会むつみ会館、尼崎市立母子福祉センター、明石市立総合福祉センター、西宮市立母子福祉センター、加古川市総合福祉会館、赤穂市立母子福祉センターの八カ所が設置されていた。県内の公立の母子寮は、平成十年に名称を母子生活支援施設に変更した。具体的には、尼崎市立母子生活支援施設（旧名：尼崎市母子寮）、明石市立さざなみ園（旧名：藤江母子寮）、西宮市立母子生活支援施設（旧名：西宮市立母子寮）、洲本市立母子生活支援施設（旧名：洲本市立母子寮）である。民間の白鷺園母子寮は、平成八年より中核市に移行した姫路市の所管となり、十年に白鷺園母子生活支援施設と改称した。また、県民保養荘（母子休養ホーム）も温泉町（現新温泉町）で引き続き運営されている。

児童扶養手当（児童扶養手当法に基づく）の県内の受給者は、平成七年度に二万五五〇五人、十二年度に三万一四四人、十七年度に四万一五二四人と増加の一途をたどることになった。児童扶養手当については、平成十年、十四年に所得制限の見直し、十二年から十四年にかけて物価スライドの特例措置が講じられ、十七年には児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律が制定された。母子福祉資金（母子及び寡婦福祉法に基づく）の貸付状況は図98のとおりで、平成十年度あたりから貸付件数は漸減、金額は漸増の傾向が続いている。貸付金額の八割超は児童の就学に係る資金が占めていた。寡婦福祉資金（母子及び寡婦福祉法に基づく）の貸付状況は図99のとおりで、減少が続いている。なお、こちらの貸付金額の八割は修学資金が占めていた。

そのほかに母子専門相談員による特別相談事業、母子家庭等医療費給付事業、子育て家庭シヨートステイ事業、兵庫県婦人共励会の受託する母子福祉小口資金貸付制度・母子家庭等生活指導強化事業（いきいき講座）・母子家庭等介護人派遣制度等が継続して実施されていた。母子専門相談員による特別相談事業は、平成十年から父子世帯を相談対象に含めるようになった。母子家庭等介護人派遣制度は平成十五年度に母子家庭等日常生活支援事業に、子育て家庭シヨートステイ事業は十七年度に子育て短期支援事業に、それぞれ名称を変えている。

父子世帯向けの取組として平成八年に県は、ホームフレンド事業を新たに始めた。これは、養育支援施策の充実に向けて、ホームフレンドを家庭に派遣し児童の養育状況を改善するものである（兵庫県婦人共励会に委託）。

平成十四年十一月には、総合的な母子世帯の自立支援策の推進を図るために、母子及び寡婦福祉法等の一

兵庫県でも平成十五年に自立支援教育訓練給付金と常用雇用転換奨励金の支給が開始された。自立支援教育訓練給付金は、母子世帯の母が自主的に職業能力の開発を行う職業能力の開発を促進するべく、就業相談を通じて事業実施主体が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う者に対して教育訓練終了後に給付金を支給することにした。常用雇用転換奨励金は、母子世帯の母を新規にパートタイム労働者等の非常勤雇用労働者として雇用し、必要な研修・訓練を実施した後、一般常用雇用労働者（一般雇用被保険者）に転換した事業主に、一定期間経過後に奨励金を支給する内容になる。平成十六年には高等技能訓練促進費

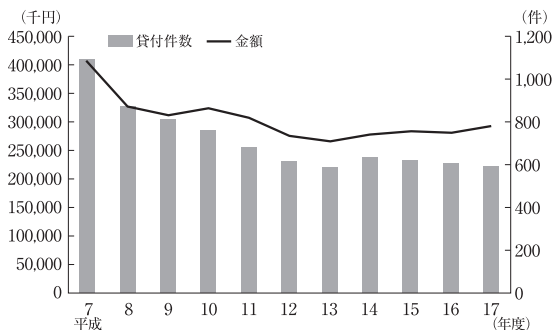


図98 母子福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』より作成)

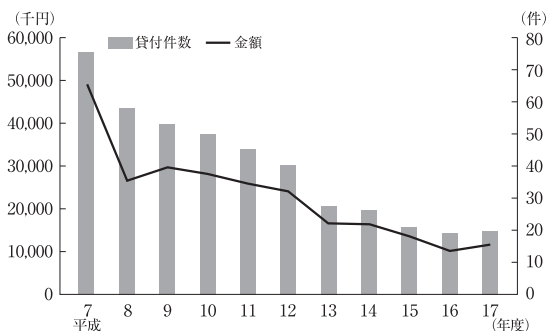


図99 寡婦福祉資金の貸付件数・金額の推移  
 (『母子福祉のしおり』より作成)

部を改正する法律が成立し、十五年四月に施行された。バブル経済崩壊後の長期の不況と経済情勢の悪化を受けて平成十五年七月に、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法も成立に至り、同年八月に施行されている（二十年三月末までの時限立法）。とりわけ母子及び寡婦福祉法の改正を機に、母子世帯の母の自立・就労支援施策の導入が相次ぐことになった。

の支給が開始された。これは、母子世帯の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進することを目的に、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間の費用を支給する取組になる。

#### 四 ドメスティック・バイオレンス対策の始動

女性の 平成前期から中期にかけて、兵庫県立婦人相談センターは、「婦人の悩みホットライン」（平成十四

##### 保護

年度に「悩みのホットライン」に名称変更）、一時保護、婦人保護施設への入所措置、啓発活動、関係機関との連携、婦人相談員の研修といった業務を継続して実施し、多様化する女性（「婦人」と呼称する場合もある）を取り巻く問題に対応していった。

平成七年に発生した阪神・淡路大震災は、家庭的・社会的に問題を抱えていた女性たちを、より困難な状況に追い込むことになった。県立婦人相談センターは、相談業務と一時保護業務を通して、震災で家庭が崩壊したり、住居や職を失ったりした女性たちの援助に注力した。なお、震災後の県立婦人相談センターへの相談件数は、平成七年度に一一六八件、八年度に一四五三件、九年度に一四八二件となり（六年度は九六〇件）、一時保護件数も平成七年度に九一件、八年度に一二七件、九年度に一四九件と増加を続けている（六年度は五八件）。

平成七年度から十七年度にかけての県立婦人相談センター（十四年から県立女性相談センター）、十七年から県立女性家庭センター）の年度別処理状況は、図10のとおりである。同センターの対応業務の大部分は、夫の暴力・酒乱、夫の女性関係等の夫婦問題、一時保護や生活保護等の福祉関係に関する内容が占めていた。他方

DV)と定義される。

金銭を取り上げたりするなど)、性的暴力(性行為を強要するなど)は「ドメスティック・バイオレンス」(以下、ドメスティック・バイオレンス問題の顕在化) 配偶者(内縁、離婚後を含む)、恋人等から振るわれる身体的暴力(殴る蹴るなど)、精神的暴力(大声で怒鳴ったり無視したりするなど)、経済的暴力(生活費を渡さなかったり

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担った(後述)。  
 配偶者(内縁、離婚後を含む)、恋人等から振るわれる身体的暴力(殴る蹴るなど)、精神的暴力(大声で怒鳴ったり無視したりするなど)、経済的暴力(生活費を渡さなかったり

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担った(後述)。

配偶者(内縁、離婚後を含む)、恋人等から振るわれる身体的暴力(殴る蹴るなど)、精神的暴力(大声で怒鳴ったり無視したりするなど)、経済的暴力(生活費を渡さなかったり

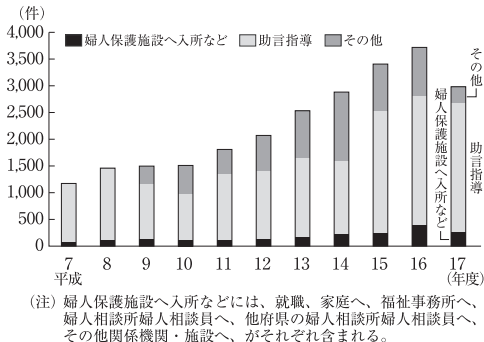


図 100 県立婦人相談センター・女性相談センター・女性家庭センターの年度別処理状況  
 (『婦人保護事業の概要』より作成)

で、売春に関わるものは、まれあるいは皆無となっている。平成十七年度の時点で婦人相談員は、県に四人、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、加古川の各市に計二三人が配置されていた。  
 女性の保護に関連して平成十二年に、ストーカー行為等の規制等に関する法律が制定されるに至った。平成十三年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が成立し、十四年四月に施行された。県立婦人相談センターは、平成十四年に県立女性相談センターに、さらに十七年に県立女性家庭センターへと、名称を改めている。そして、同センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の下で従来からの婦人保護事業に加え、都道府県の設置す

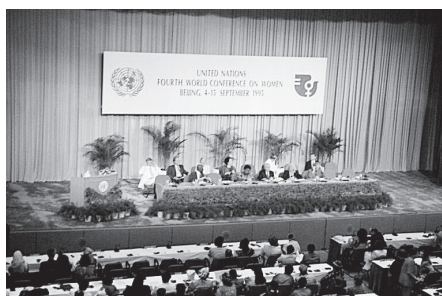


写真 146 第4回世界女性会議（国立女性教育会館提供）

DVが社会に広く認知されるきっかけを作ったのが国際連合（以下、国連）である。国連の女性差別撤廃委員会は、昭和六十年代以降に一般勧告を出して各国に情報提供を求めた。平成五年の世界人権会議でウィーン宣言及び行動計画が採択され、女性に対する暴力を除去すべきことが明記された。これを受けて、同年十二月に第四八回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が満場一致で採択された。平成七年の第四回世界女性会議（北京）では、女性の人權問題が最重要課題として扱われ、十二年までに国連と各国政府が取り組むべき行動綱領が採択されている。平成十二年には、国連特別総会「女性二〇〇〇年会議」（ニューヨーク）が開催された。同会議は、政治宣言及び成果文書を採択して、対策のさらなる充実化を訴えた。

日本でも平成前期に民間や行政によってDV実態調査が行われるようになった。平成四年に研究者を中心とする「夫（恋人）からの暴力」調査研究会は、DVに関する全国アンケート調査を実施して社会的な関心を高めたほか、DVという概念を初めて紹介した。その後、東京都（平成九年）や総理府（十二年、現内閣府）によってDVに関する調査が実施され、その深刻な実態が明らかにされた。これらのデータは、平成十二年から十三年にかけての配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する法律の立法作業を後押しした。同法の立法作業は、超党派の議員で進められたものである。

平成十三年に成立し、翌年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法）は、前文で配偶者からの暴力を「犯



表 71 DVへの対応状況

区分	配偶者暴力相談支援センターの相談件数	一時保護の件数	警察が対応した暴力相談等の件数	保護命令の新規受付件数
平成14年	850	246	624	70
15	1,050	260	429	85
16	805	233	662	120
17	1,138	207	835	166

- (注) 1. 配偶者暴力相談支援センターの相談件数と一時保護の件数は、各年度の数値。  
 2. 保護命令新規受付件数は、神戸地方裁判所管内の数値。  
 (『兵庫県DV防止・被害者保護計画』より作成)

罪となる行為」と位置付け、DV被害者が保護命令を裁判所へ申し立てられるようにした。加えて、行政にDV防止や被害者保護の責務があることを明記し、各都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置を義務づけるなどしていた。同法の制定によって、公共機関によるDV被害者の保護の枠組みが整えられた。

平成十四年に内閣府男女共同参画局は、DV防止法制定後の実態把握のために「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施し、女性の約六人に一人が身体的暴力を受けているという結果を公表した。これ以後も内

閣府は、三年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施してきている。平成十六年にDV防止法は第一次の改正が実施され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や保護命令制度の拡充（元配偶者を保護命令の対象に含める）がなされた。

さて、DV防止法制定後の兵庫県内のDVへの対応状況は、表71のとおりになる。配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担う県立女性相談センター（平成十七年をもって県立女性家庭センターに改称）は、平成十四年からDVホットラインを設置し、DV被害者等からの相談に毎日（休日・夜間も含み、緊急時は二四時間受付）対応するようになった。そのほかにも情報の提供、DV被害総合・専門相談、一時保護（センター内に一時保護所を設置）等の対応に当たった。なおDV被害の相談は、県立男女共同参画センター、各県民局、健康福祉事務所、警察でも受け付け

た。

DV防止に向けた基盤及びネットワークの整備も進められた。平成十四年に、ひょうごDV防止ネットワーク会議が設立されている。同会議は、兵庫県婦人保護事業関係機関連絡協議会を前身とするもので、地方裁判所、兵庫県弁護士会、県警本部、県民局（健康福祉事務所）等の関係機関で構成され、配偶者等からの暴力の防止やDV被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進し、自立も支援した。県内九地域（神戸市を除く）の企画調整業務を行う健康福祉事務所には、地域DV防止ネットワーク会議が設置されたほか、窓口職員研修会、事例検討会の開催等による相談職員等の資質向上や、こどもセンター（児童相談所）との連携強化が進められた。県とNPOなど民間支援団体が連携しながら、DV防止に関する普及啓発、相談事業、一時保護の委託を実施するようにもなっている。

これら以外に県は、母子生活支援施設や婦人保護施設に入所しているDV被害者の心理的なケアの充実（平成十四年より）、外国人のDV被害者の増加を受けての外国人被害者相談体制の強化（NPO等との連携により通訳・翻訳者を確保、十七年より）、家庭問題相談員の配置（十七年より）、一時入居住宅（ステップハウスとも呼ばれ一時保護から恒久住宅に移行するまでの間、自立に向けた準備の場として県営住宅の空き家に家財道具を設置、十七年より）の提供を行っている。平成十七年から十八年にかけては、県立女性家庭センターで一時保護所の増築や親子での利用を想定した居室、精神的落ち着きのスペース、子ども用スペース等の整備が進められた。